

ほのお(炎)

もよおす もよおし(催) 「キノウ(昨日)」

「注意」 旧かなづかいで「ふ」と書いたものは

ア列音につづいてオとよまれるもの「お」

あふぐ——あおぐ

ア列オ列のかなにつづいてオ列長音によれるもの

「う」 あふぎ——おうぎ

ウとよまれるもの「う」 あふ——あう

そのほか、漢字のあてかたによっても、またことばの音のちがいによっても、表記形式にちがいを生じます。

漢字のあて方によるちがい

おおへい(大柄) おおまがとき(大禍時)

おうへい(横柄) おうまがとき(逢魔時)

おおよう(大様) こおなご(小女子)

おうよう(鷹揚) こうなご(魚の名)

発音のちがいによるもの

むつかしい かけい きんちさん

むずかしい かけひ きんじさん

禁治産

しはす	だいち	ひはだぶき
しわす	だいじ	ひわだぶき
れんちゆう	ほほべに	すなはち
れんじゆう	ほおべに	すなわち

四 つかわれる範囲とその限界

現代かなづかいという一つの約束ができたわけと、その約束の内容とについては、上によって説明を終えたことになりませんが、では、このかなづかいは、どのような場合につかうものなのでしょうか。昔の文書までもこれにかえるというのでしょうか。われわれが文書をかく際にも、現代かなづかい実施以前の文章や法令などを引用する必要がしばしばおきてきて、現代かなづかい適用の範囲が問題となる場合が多々あると思われまます。

この点については、現代かなづかひのまえがきに、
一、このかなづかひは、主として現代文のうち口語体のものに適用する。

二、原文のかなづかひによる必要のあるもの、またはこれを変更しがたいものは除く。

とあります。その第一項にあたる部分を当用漢字表のまえがきでは、

一、この表は、法令・公用文書・新聞・雑誌および一般社会で、使用する漢字の範囲を示したものである。

と説明しているのも、趣旨においては両者ともかわるところはないのです。また第二項は第一項の例外的な場合への考慮から述べられているものですが、当用漢字表のまえがきのこれに当る部分では、

一、固有名詞については、法規上その他に関係するところが大きいので、別に考えることとした。

と述べられています。實際上、どのような場合が考えられるかという、例えば、教科書などで古典を古典としてそのままの形で教える場合、著者がとくに旧かなづかいを出版社に対して指定した場合、旧かなづかいの文章を引用する場合、あるいは法規上かなで登録された固有名・商号などで法規によらないかぎり任意に変えることのできない場合などがまづさしあたって考えられます。

以上によって、多少の例外的な場合は考えられるが、われわれがものを「書くかなづかい」としては、現代かなづかいによるべきものだとすることができると思います。また、われわれが文書を書く場合には、なるべく一般の人々にわかりのよい、共通性の多いことばをえらんで文章をつづることが必要であるため、現代の標準的な音をもとにしたこのかなづか

いによるのが、もっとも当をえた処置であると考えられますが、なお、地方によってはかならずしも標準的な発音の通りでないところもありますので、このかなづかいで、一般的には採用しなかった、くわ・ぐわ・ぢ・づも、「くわ」と「か」・「ぐわ」と「が」・「ぢ」と「じ」・「ず」と「づ」とをいいわけている地方では、とくに書きわけてもさしつかえないことにきめられています。

「クワ・カ」「グワ・ガ」および「ヂ・ジ」「ヅ・ズ」をいい分けている地方に限り、これを書き分けてもさしつかえない。(注意一)

また、現代かなづかいの制定・実施にもなって廃止された旧かなづかいは、国民的な教養として古典を読むもうとする場合には知っておく必要があるため、今後は、旧来の文書を「読むかなづかい」として、存在の意義が見出されるのです。

ドイツ、オーストリア両国との講和条約起草の下準備をする四国外相代理会議はいよ／＼十四日午後三時からロンドンで開かれるが、十三日はソヴィエト首席代表の前駐英大使フョードール・ゲーセフ外務次官フランス首席代表クーヴ・ド・ミュルヴィル外務次官がロンドンに到着、四国代表はこれで全部勢ぞろいした。

これは、この小文をかいている机の上にはこぼれた新聞の

報道の一節で、もちろん現代かなづかいを用いてかかれてい
るものですが、なお、オーストラリア・グーセフのように長
音を「ー」であらわしたのものや、ソヴィエト・ミュルヴィル
のようにヴィといふかなづかいがつかわれています。このよう
な報道文を読む場合だけでなく、われわれがなにかものを書
く場合にも、日本語を使うだけで外国語——とくに外国の地名・
人名を少しも使わないというわけにはいかない場合がおうおうに
ておこります。ところが、現代かなづかいは、日本語をかなで書
く場合の書き方の約束ですから、外国語をかながきにする場
合にこの約束をあてはめるわけには行きません。(もともと、
外来語といわれる種類のものは、生れは外国でも、すでに日
本に帰化したものですから、現代かなづかいによって書かな
ければならないわけですが。)とすると、われわれがかなを
つかって行う言語生活は現代かなづかいだけではまかないき
れないこととなります。どうしてもその外に外国語をかなで
書くかきあらわし方の約束が必要になってきます。でなければ

ば、人によって、ゲイテ・ギョテ・ギョーテ：：などとまち
まちな書き方ができてくるからです。これについては、文部
省の教科書にとられている外国の地名・人名の書き方の方針
と、それをあらわすに用いるかなおよび符号表とを参考のた
めにあげておきましょう。

外国の地名・人名の書き方に関する方針

- 一、外国の地名・人名(中華民国の地名・人名は除く)
は、原則として片かなを用いて書き、別表「外国の地
名・人名を書くときに用いるかな並びに符号の表」の
範囲内で書く。
- 二、外国の地名・人名は、なるべくその国の称え方によ
って書く。
- 三、外国の地名・人名は、慣用の固定したものは、それ
に従って書く。
- 四、外国の地名・人名は、発音しやすいように書く。

外国の地名・人名を書くときに用いるかな並びに符号の表

ア	イ	ウ	エ	オ	タ	チ	ツ	テ	ト	マ	ミ	ム	メ	モ
カ	キ	ク	ケ	コ	ナ	ニ	ヌ	ネ	ノ	ヤ		ユ		ヨ
サ	シ	ス	セ	ソ	ハ	ヒ	フ	ヘ	ホ	ラ	リ	ル	レ	ロ

